

相続ドック NEWS RELEASE 2009.5

NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE

企業存続のための事業承継のポイントは？

事業承継の状況は？
自社株評価はなぜ高い？
経営承継円滑化法の活かし方！



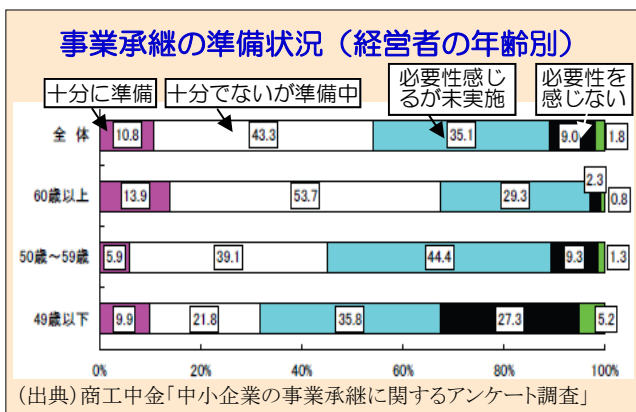
厳しい経済情勢の中、日本経済を支える中小企業の多くが社長交代時期にさしかかっています。中小企業庁の肝いりで昨年成立した「経営承継円滑化法」の活かし方など、中小企業の事業承継のポイントをまとめました。

事業承継の状況は？



●必要性は感じてても準備はまだ？

事業承継の準備状況を見ると、[十分に準備している]企業は10.8%、[十分ではないが準備を進めている]が43.3%と、過半数の企業が事業承継の準備を進めている一方、[必要性は

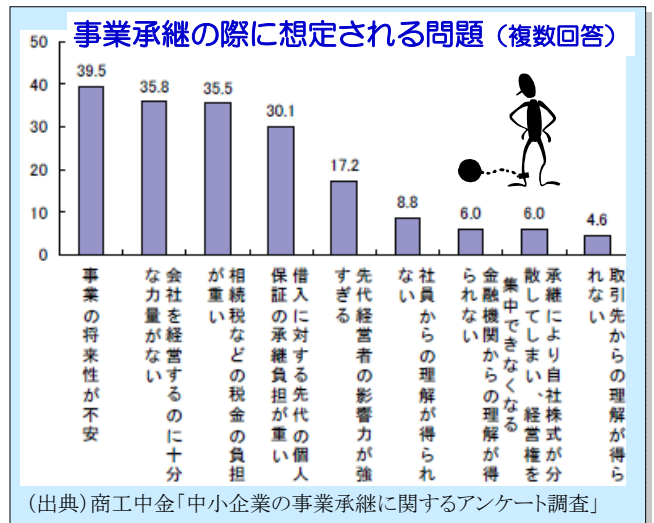


感じているが未実施]が35.1%と、事業承継に対する準備が遅れている企業も1/3以上に。

●事業の将来性に不安!?



事業承継の際に想定される問題点では、[事業の将来性が不安]が39.5%と最も多く、[会社経営に十分な力量がない]35.8%、[相続税などの税金の負担が重い]35.5%、[個人保証の承継負担が重い]30.1%など、様々な問題が立ちはだかっています。



●こんなに重い！事業用資産

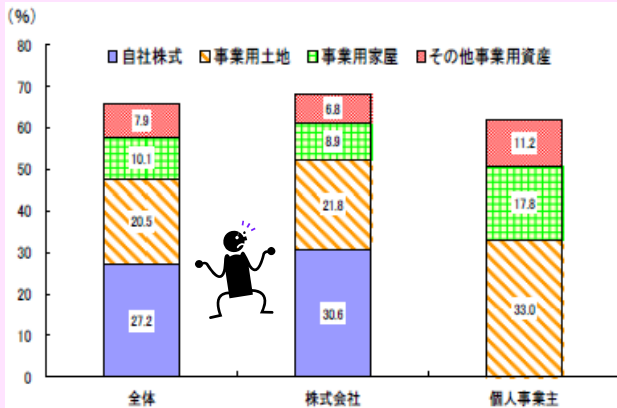


中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の割合を見ると、自社株式30.6%、事業用土地21.8%、事業用家屋8.9%、その他事業用資産6.8%と、合計約7割が事業用資産に（次ページ左上図表参照）。

●約2割は相続税5千万円以上!?

中小企業経営者に予想される相続税負担額は、[5千万円～1億円以下]8.4%、[1億～5億円以下]8.9%、[5億円超]0.6%と、17.9%が5千万円以上の相続税負担を予想。後継者には重い相続税負担が待ち受けています。

経営者・個人資産に占める事業用資産の割合



(出典) 中小企業庁
「中小企業の事業承継の実態に関するアンケート調査」

自社株評価はなぜ高い？

●企業業績と資産状況を反映！

自社株評価は、類似業種の上場企業の株価を基に自社の利益などを比較して算出する「類似業種比準価額」と、所有する資産・負債を相続税評価で計上して時価純資産を算出する「純資産価額」の組み合わせで計算されます。

＜自社株評価の計算方法＞

区分	判定基準	評価方法
大会社	従業員100人以上のほか、総資産・従業員数・取引金額が一定以上	「類似」と「純資産」のいずれか低い方
中会社	卸売、小売・サービス業、その他の業種区分により、総資産・従業員数・取引金額の3要素で判定	「類似」×0.9~0.6+ 「純資産」×0.1~0.4
小会社		「類似」×0.5+ 「純資産」×0.5

*中・小会社についても、上記計算式より「純資産」の方が低ければ、「純資産」で評価できます。

●上場企業と自社の業績を比較！

類似業種比準価額は、自社と類似する業種の上場会社の株価を基準として、1株あたりの①配当金、②利益、③純資産（簿価）を比較して株価を計算します。このため、類似業種の株価が上昇すれば評価額も上昇し、高配当、好業績、過去の内部留保が蓄積した会社ほど高い評価に。現状は赤字でも、過去の利益の蓄積がある企業の株価は高くなることに。

●含み資産で「純資産」上昇！

純資産価額は、自社が所有する資産・負債を相続税評価額により評価替えし、評価替えによ

る含み益に対する法人税相当額を控除して評価します。過去の内部留保が蓄積した会社、土地や有価証券などの含み資産を多くもつ会社ほど高い評価に。

●老舗企業の株価が高くなる訳は？

「類似」も「純資産」も内部留保が厚いほど評価額が上がり、含み益が反映される「純資産」は古くから所有する土地などがある会社ほど高い評価額になるため、一般に老舗企業の評価は高くなる傾向に。厳しい経営状況下でも自社株だけは高止まりということも。

自社株対策のポイントは？

●評価下げと株式移転がキー！

自社株対策には、自社株評価の「単価」引き下げと、所有株数の「移転」が重要に。

評価引き下げでは、一般的に「類似」の方が「純資産」より低くなるため、会社規模を引き上げて「類似」の適用割合を高めるのも有効です（左表「自社株評価の計算方法」参照）。

●株式市場低迷時こそチャンス！

「類似」の評価を下げるには、1株あたりの配当金、利益、純資産（簿価）の引き下げがポイントです。純資産（簿価）は一足飛びに減らすのが困難なため、世代交代時の役員退職慰労金支給は大きく評価を下げるチャンスに。

また、「類似」は類似業種の株価によって変動するため、株式市場が低迷する時期こそ評価が下がる好機です。景気回復前に大きく贈与できる可能性も。

●生前贈与で移転するには？

生前贈与は後継者への財産移転のうち、現経営者の生前に権利が確定できるため、最も確実な方法ですが、移転コストを減らすには、贈与税の「暦年課税制度」と「相続時精算課税制度」の選択・組み合わせが重要に。

●自社株価値上昇なら…

「相続時精算課税制度」を利用した場合の贈与財産は、相続時でなく贈与時の時価で評価されます。相続財産である自社株の評価額が相続時に上昇していると見込まれる場合には、精算課税制度を活用した生前贈与が有効に。

＜贈与税課税のしくみ＞

区分	暦年課税制度	相続時精算課税制度
概要	1～12月までの1年間に贈与された合計に対して贈与税を課税する制度	将来相続が予想される親から子への贈与で、相続時に相続税で精算する課税制度
贈与者	制限なし	65歳以上の親
受贈者	制限なし	20歳以上の子
選択	届出不要	届出必要 *選択すると継続適用
控除	基礎控除額：年110万円	特別控除額：2,500万円 *複数年にわたり使用可
税率	基礎控除額超の部分に10～50%の税率	特別控除額超の部分に一律20%の税率
適用手続	贈与の翌年3/15までに贈与税申告書を提出し納税	選択開始した翌年3/15までに届出書を提出
相続時精算	相続税との精算なし *相続開始前3年内の贈与は相続財産に加算	相続税の計算時に精算 *贈与財産は贈与時の時価で評価

経営承継円滑化法とは？



●自社株の相続税、80%免除！

スムーズな事業承継の実現を目的に、昨年成立した「経営承継円滑化法」。税制面の目玉は相続税の納税猶予制度で、一定の要件を満たせば、後継者に限って自社株にかかる相続税の80%が免除されることに。



＜自社株相続税・納税猶予制度の要件＞

被相続人	○会社代表者であったこと ○同族関係者と合わせて発行済株式総数の過半数を所有し、かつ同族内で筆頭株主であったこと
相続人(後継者)	○会社代表者であること ○同族関係者と合わせて発行済株式総数の過半数を所有し、かつ同族内で筆頭株主となること
事業継続要件	○5年間の事業継続。具体的には、 ・代表者であること ・雇用の8割以上を維持 ・相続した株式を継続保有 経済産業大臣によるチェック！

後継者が死亡時まで保有し続けた場合など、一定の場合に猶予税額の納付を免除
*発行済株式総数の2/3までを限度

●納税免除には厳しい要件が！

相続後5年間は従業員の8割以上の雇用を維持するなどの事業継続要件をクリアして、後継者が死亡時まで対象株式を保有し続けた場合に、猶予税額の納付が免除される仕組み。後継者の死亡時以外では、つぎの場合に免除

されますが、先行き不透明な経営環境の下、後継者にとっては非常に厳しい適用要件になっており、はたしてどれだけの活用余地があるのか疑問符が残ります。



＜納税免除される場合は？＞

- 会社が倒産した場合
- 対象株式をつぎの後継者に贈与して、その後継者が贈与税の納税猶予制度を受ける場合
- 第三者へ対象株式を譲渡した場合で、株式の譲渡対価・時価が猶予税額を下回ったときには、その差額部分

●円滑化法の民法特例とは？

経営承継円滑化法の民法特例では、後継者を含む推定相続人全員の合意を条件に、現経営者から後継者に生前贈与された自社株について、①遺留分算定の基礎財産から除外する「除外特例」、②遺留分算定の基礎財産に算入する価額を固定する「固定特例」が設けられました。

●これまでは…

	その他	自社株
贈与時	2千万円	5千万円
相続時	2千万円	1億円

評価額2倍に上昇



← 基礎財産1億2千万円 →

*生前贈与株式は「特別受益」として、贈与後何年経っても遺留分算定の基礎財産に算入される。

●「除外特例」を適用すると…

	その他	自社株
相続時	2千万円	除外

基礎財産 2千万円



●「固定特例」を適用すると…

	その他	自社株
相続時	2千万円	5千万円 除外

←基礎財産7千万円→

●大事なものは転ばぬ先の杖！



事業承継を円滑に進めるためには、「もめない」ための遺言作成や、後継者以外の相続人のための自社株以外の財産確保、相続税納税資金準備など、事前対策が重要に。

個人での資金準備も大切ですが、例えば法人で生命保険に加入して、相続発生時には、死亡保険金等を死亡退職慰労金や相続人からの自社株買取資金に充当するなどの対策も検討の余地あります。

